

島根県報

号外第一一四号
平成十四年十二月六日
(金曜日)

目次

監査公表
定期監査の結果の公表

監査委員公表

島根県監査委員公表第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年十二月六日

島根県監査委員 上　品　岡　同
田　川　本　代
洋　卯　昭　義
一一二郎

一般会計及び特別会計**第 1 監査の概要****1 監査の対象事務**

平成13年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については事業規模等を考慮して決定した。

区分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	76	76
地 方 機 関	176	61
計	252	137

4 監査実施期日

本 庁 等 平成14年 7月 9日から10月25日まで

地方機関 平成14年 5月24日から 8月 7日まで

第 2 監査結果の総括**1 監査結果の概要**

監査の結果、是正・改善を要する事項は、次表のとおり577件であった。

指摘事項の内容等については第2の2に、また、指示・注意事項等の主なものの内容等については第2の3に記載のとおりである。

是正・改善を要する事項のうち、指摘事項に係る部局別内訳は、第3「部局別の監査結果」のとおりである。

(単位：件)

区分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	その他の	合計
指 摘	0	6	17	6	5	1	35
指 示	2	155	157	42	63	2	421
注 意	0	0	1	4	115	1	121
合 計	2	161	175	52	183	4	577

なお、上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」10項目について該当機関あてに通知した。

是正・改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、「運営の合理化に関する事項」の該当機関にあっては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項**(1) 収入事務**

ア 行政財産の目的外使用許可に係る経費負担金について、収入されていないものが4件あった。

イ 地方機関において、実習生の受入れに伴う謝金が収入されていない機関があり、本庁主管課に対し指摘を行ったものが2件あった。

当該本庁主管課においては、早急に収入根拠を検討するなど、適切な事務処理を図られたい。

(2) 支出事務

- ア 執行伺のないものが2件あった。
- イ 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したものが2件あった。
- ウ 旅費の調整がされていないものが11件あった。
- ① 講習会への職員参加旅費について、昼食代を含む負担金が支出されたにもかかわらず、日当調整が行われていなかった。
- ② 意見交換会への職員参加旅費について、夕食代を含む負担金が支出されたにもかかわらず、宿泊費調整が行われていなかった。
- ③ 退職者辞令交付式・昼食会への退職職員参加旅費について、昼食代が食糧費で支出されたにもかかわらず、日当調整が行われていなかった。
- ④ 審議会に参加した委員への費用弁償について、昼食代が食糧費で支出されたにもかかわらず、日当調整が行われていなかった。
- エ 外国で研修する職員の現地活動費の支出方法が適当でないものが1件あった。
- 職員に対して直接支払うべき旅費等の経費が、団体を経由して支払われていた。
- オ 補助金交付事務が適当でないものが1件あった。
- 毎年度継続的に支出している県単独補助金について、額の確定が行われていないなど補助金交付事務が適当でなかった。

(3) 契約事務

- ア 予定価格が設定されていないもの又は適当でないものが4件あった。
- ① 予定価格が設定されていなかった。
- ② 執行伺に添付すべき設計書がなかった。
- イ 請書を徴取すべきもので徴されていないものが2件あった。

(4) 公有財産管理事務

公有財産の登記がされていないものが2件あった。

用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成13年度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。

(5) 物品管理事務

廃棄の手続がされていないものが3件あった。

不用となった物品について、物品管理者における不用品・処分の決定がされないまま廃棄処分されていた。

(6) その他

公用車の配置が適当でないものが1件あった。

平成6年度に行われた総務事務所単位での公用車集中化に伴い、平成8年度末までの暫定措置として導入されたリース車両が、平成13年度末においても配置されていた。

速やかにリース契約の解除を行い、適正な公用車の配置を図られたい。

3 指示・注意事項等の主なもの

(1) 収入事務

- ア 納入期限を過ぎて収入されたものが多数あった。
- イ 平成13年度調定分が、年度末までに収入されず繰り越されていた。
- ウ 過年度（平成12年度以前）に収入すべきものが、平成13年度においても、なお収入されていなかった。
- エ 収入調定が遅延したものがあった。

(2) 支出事務

- ア 郵券の購入及び保管

郵券の年度末保有額が年間使用額以上の機関があり、数年分を保有していた事例が多数あった。

また、購入額が年間使用額以上であった機関、年度末（第4四半期）に購入が集中していた機関があった。「用品調達事務に係る改善策について」（平成10年3月26日付け財発第175号。総務部長、出納局長連名通知）の主旨を踏まえ適切に購入するとともに、多額な保有を行わないよう努められたい。

イ 支払時期等

消耗品代金、業務委託料、印刷代金等で、支払期限を経過して支払われていたもの、又は、請求書の受理の時期が大きく遅れていたものがあった。

(3) 契約事務

予定価格の設定

随意契約における予定価格の設定について、積算根拠が不明確なものがあった。（業務委託、備品購入等）

(4) 公有財産管理事務

ア 財産の異動報告

財産の貸付・借受契約の締結・更新時における財産主管課への異動報告が行われていない機関があった。

イ 使用許可台帳

行政財産の目的外使用許可台帳について、新規許可時の台帳作成や更新許可時の台帳の手入れが行われていない機関があった。

(5) 物品管理事務

ア 物品整理票

- ① 使用責任者氏名の記名・押印がなかった。
- ② 重要物品整理票に写真が貼付されていなかった。
- ③ 物品整理票（重要物品以外）の記載が不適当であった。
- ④ 物品整理票（借用物品）が作成されていなかった。

イ 消耗品受払簿

- ① 必記であるコピー用紙の記載がなかった。
- ② 添付すべき執行伺の写しが添付されていなかった。
- ③ 添付した執行伺の写しに払出しの日付、担当者の確認印がなかった。

ウ 郵券受払簿

記載漏れあるいは記載誤りがあった。

(6) その他

公共事業用地の未登記

平成12年度以前に取得された過年度未登記土地については、農林水産部で131筆、土木部で659筆と全体で790筆減少したが、平成13年度末においても4,944筆が未登記となっていた。

過年度未登記については、各部で策定した未登記処理計画を着実に実施するとともに、市町村の行う地籍調査事業をより一層推進し、未登記解消に努められたい。

公共事業用地の取得に当たっては、事前調査の徹底に努め、未登記土地の発生防止に努められたい。

（単位：筆・m²）

所 属	過年度取得未登記土地		13年度取得未登記土地		未登記土地合計	
	筆 数	面 積	筆 数	面 積	筆 数	面 積
農林水産部	345	172,412.99	18	2,777.41	363	175,190.40
土 木 部	4,599	1,216,626.45	258	80,475.84	4,857	1,297,102.29
計	4,944	1,389,039.44	276	83,253.25	5,220	1,472,292.69

（注）表中「平成13年度取得未登記土地」の276筆については、273筆が次年度への繰越分であり、3筆が換地処分未了によるものである。

第3 部局別の監査結果

1 指摘事項

(1) 秘書課、広報課、総務部

ア 支出方法が適当でないもの

　　外国で研修している職員の現地活動費について、概算払及び資金前渡で県が直接本人へ支払うべきところ、
　　団体を経由して支払われていた。(国際課)

イ 契約事務が適当でないもの

　　パンフレットの印刷契約において、会計規則第68条の5に規定する請書を徵していなかった。(隠岐支庁
　　空港建設局)

ウ 物品の廃棄の処理が適当でないもの

　　パソコンについて、会計規則第102条第1項に規定する不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されてい
　　た。(地方課)

(2) 企画振興部

ア 支払事務が適当でないもの

① 夕食代を含む負担金を県費で支出した意見交換会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30
　　条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。(企画調整課)

② 昼食代が県費で支出された協議会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅
　　費の調整が行われず支払額を誤っていた。(土地資源対策課)

イ 契約事務が適当でないもの

　　パソコン等の購入契約について、会計規則第68条の5に規定する請書を徵していなかった。(定住企画課)

(3) 環境生活部

ア 支払事務が適当でないもの

① 電話料金について、支払が遅延し、延滞金を支払っていた。(景観自然課)

② 昼食代を含む負担金を県費で支出した講習会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に
　　規定する旅費の調整がされてなく、支払額を誤っていた。(廃棄物対策課)

(4) 健康福祉部

ア 収入事務が適當でないもの

① 健康福祉部地方機関における実習生の受入れに伴う謝金が収入されていなかった。(長寿社会課)

② 行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていなかった。(医療対策課)

イ 支払事務が適當でないもの

① 後納郵便料金について、支払が遅延し、延滞金を支払っていた。(川本健康福祉センター)

② 昼食代を県費で支出した審議会に係る委員の費用弁償について、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支
　　給条例第9条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。(中央児童相談所)

(5) 農林水産部

ア 契約方法が適當でないもの

① ファクシミリ賃貸借契約の執行時において、会計規則第62条に規定する予定価格が設定されていなかっ
　　た。(農業振興課)

② 清掃委託契約の執行時において、会計規則第62条に規定する予定価格の設定に係る設計書が作成されて
　　いなかった。(しまねの味開発指導センター)

イ 貢産の取得の処理が適當でないもの

　　用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成13年
　　度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。(森林整備課、緑化センター)

(6) 商工労働部

ア 収入事務が適当でないもの

行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていなかった。(企業振興課)

イ 物品の廃棄の処理が適当でないもの

机等について、会計規則第102条第1項に規定する不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されていた。

(観光振興課)

(7) 土木部

ア 支払事務が適當でないもの

① 昼食代を含む負担金を県費で支出した講習会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整がされてなく、支払額を誤っていた。(高速道路推進課)

② 昼食代が県費で支出された退職者辞令交付式・昼食会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。(広瀬土木事務所、出雲土木建築事務所、大田土木建築事務所、益田土木建築事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖西部浄化センター)

イ 補助金交付事務が適當でないもの

毎年度継続的に交付している県単独補助金について、額の確定が行われていないなど補助金交付事務が適当でないものがあった。(下水道推進課)

ウ 物品の廃棄の手続が適當でないもの

テレビ等について、会計規則第102条第1項に規定する不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されていた。(港湾空港課)

エ 公用車の配置が適當でないもの

平成6年度に行われた総務事務所単位での公用車集中化に伴い、平成8年度までの暫定措置として土木部において導入されたリース車両10台が、平成13年度末においても土木(建築)事務所に配置されていた。(管理課)

(8) 出納局

指摘する事項はなかった。

(9) 企業局

指摘する事項はなかった。

(10) 県議会

指摘する事項はなかった。

(11) 教育委員会

ア 収入事務が適當でないもの

① 県立学校における実習生の受入れに伴う謝金が収入されていなかった。(総務課)

② 行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていなかった。(川本高等学校、浜田商業高等学校)

イ 支払事務が適當でないもの

研修会講師に係る謝金及び費用弁償並びに嘱託職員等に係る社会保険料の歳入歳出外現金について、会計規則第32条に規定する執行伺が作成されず、執行の決定がないまま支払われていた。(松江教育センター)

ウ 契約方法が適當でないもの

① パソコンC A I システム保守委託契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格調書が作成されていなかった。(松江農林高等学校)

② 複写機利用契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格調書が作成されていなかった。(浜田ろう学校)

(12) 公安委員会

指摘する事項はなかった。

(13) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

(14) 監査委員

指摘する事項はなかった。

(15) 地方労働委員会

指摘する事項はなかった。

2 運営の合理化に関する事項

運営の合理化に関する事項については、該当する機関に対し文書により通知した。

3 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書又は口頭により注意した。

4 監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

別紙(1)

平成13年度会計定期監査実施機関及び実施期日（本庁等）

部 等	監査実施機関	監査実施期日	部 等	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (9)	秘 書 課	平成14年10月24日	商工労働部 (5)	森 林 整 備 課	平成14年 9月11日
	広 報 課	平成14年10月24日		漁 業 管 理 課	平成14年 9月11日
	総 务 課	平成14年10月24日		水 産 振 興 課	平成14年 9月11日
	人 事 課	平成14年10月25日		漁 港 課	平成14年 9月 4 日
	職 員 課	平成14年 9月18日		商 工 企 画 課	平成14年10月22日
	財 政 課	平成14年10月25日		觀 光 振 興 課	平成14年 9月12日
	税 务 課	平成14年10月24日		企 業 振 興 課	平成14年 9月 4 日
	管 財 課	平成14年 9月19日		経 営 指 導 課	平成14年 9月11日
	地 方 課	平成14年10月21日		労 働 政 策 課	平成14年 9月 4 日
	情 報 政 策 課	平成14年10月22日	土木部 (12)	管 理 課	平成14年10月21日
企画振興部 (6)	国 際 課	平成14年 9月18日		用 地 対 策 課	平成14年 9月18日
	企 画 調 整 課	平成14年10月25日		道 路 整 備 課	平成14年 9月18日
	定 住 企 画 課	平成14年 9月 4 日		道 路 建 設 課	平成14年 9月19日
	交 通 対 策 課	平成14年 8月29日		高 速 道 路 推 進 課	平成14年10月22日
	土 地 資 源 対 策 課	平成14年 8月28日		河 川 課	平成14年 9月12日
	斐伊川神戸川対策課	平成14年 8月28日		港 湾 空 港 課	平成14年 9月12日
環境生活部 (7)	統 計 課	平成14年 8月22日		砂 防 課	平成14年 9月 4 日
	県 民 課	平成14年 8月29日		都 市 計 画 課	平成14年 9月12日
	人 権 同 和 対 策 課	平成14年 9月19日		下 水 道 推 進 課	平成14年 9月 4 日
	文 化 振 興 課	平成14年 8月28日		建 築 住 宅 課	平成14年 9月12日
	消 防 防 災 課	平成14年 8月21日		營 繕 課	平成14年 9月18日
	景 觀 自 然 課	平成14年 8月28日	出 納 局	出 納 局	平成14年10月25日
	環 境 政 策 課	平成14年 8月21日		企 業 局	平成14年 7月 9 日
健康福祉部 (7)	廃 棄 物 対 策 課	平成14年 8月20日		議 会 事 務 局	平成14年 8月29日
	長 寿 社 会 課	平成14年10月22日	教育委員会 (9)	總 務 課	平成14年10月23日
	医 療 対 策 課	平成14年 8月29日		教 育 施 設 課	平成14年 8月22日
	健 康 推 進 課	平成14年 8月21日		高 校 教 育 課	平成14年 8月28日
	高 齢 者 福 祉 課	平成14年 8月20日		義 務 教 育 課	平成14年 8月28日
	青 少 年 家 庭 課	平成14年 8月21日		保 健 体 育 課	平成14年 8月20日
	障 害 者 福 祉 課	平成14年 8月21日		生 涯 学 習 課	平成14年10月22日
農林水産部 (12)	薬 事 衛 生 課	平成14年 8月22日		人 権 同 和 教 育 課	平成14年 8月20日
	総 务 管 理 課	平成14年10月24日		文 化 財 課	平成14年 8月20日
	農 業 振 興 課	平成14年10月24日		福 利 課	平成14年 8月20日
	生 产 流 通 課	平成14年 9月19日	公安委員会	警 察 本 部	平成14年10月23日
	畜 产 振 興 課	平成14年 9月18日		人 事 委 員 会 事 務 局	平成14年10月23日
	農 村 整 備 課	平成14年 9月12日		監 查 委 員 事 務 局	平成14年 8月29日
	農 地 整 備 課	平成14年 9月12日		地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	平成14年 8月29日
	林 業 管 理 課	平成14年 9月11日			
	林 業 振 興 課	平成14年 9月11日	合 計	76 機 関	

(注) 平成13年度の所属部及び機関名により記載した。

別紙(2)

平成13年度会計定期監査実施機関及び実施期日（地方機関）

部 等	監査実施機関	監査実施期日	部 等	監査実施機関	監査実施期日	
総務部 (7)	島根女子短期大学	平成14年 6月 7日	商工労働部 (4)	広島事務所	平成14年 7月 23日	
	自治研修所	平成14年 7月 22日		産業技術センター	平成14年 7月 23日	
	隱岐支庁行政局	平成14年 7月 25日		松江高等技術校	平成14年 8月 6日	
	隱岐支庁農林局	平成14年 7月 25日		益田高等技術校	平成14年 6月 14日	
	隱岐支庁空港建設局	平成14年 7月 11日	土木部 (7)	広瀬土木事務所	平成14年 7月 23日	
	川本総務事務所	平成14年 7月 30日		仁多土木事務所	平成14年 7月 15日	
	益田総務事務所	平成14年 6月 14日		出雲土木建築事務所	平成14年 7月 30日	
環境生活部	女性相談センター	平成14年 7月 16日		大田土木建築事務所	平成14年 7月 15日	
健康福祉部 (7)	木次健康福祉センター	平成14年 7月 15日		益田土木建築事務所	平成14年 6月 13日	
	川本健康福祉センター	平成14年 7月 30日		出雲空港管理事務所	平成14年 7月 24日	
	浜田健康福祉センター	平成14年 7月 31日		宍道湖西部浄化センター	平成14年 8月 6日	
	中央児童相談所	平成14年 7月 19日	教育委員会 (16)	松江教育事務所	平成14年 8月 7日	
	浜田児童相談所	平成14年 7月 19日		出雲教育事務所	平成14年 7月 24日	
	さざなみ学園	平成14年 8月 6日		松江教育センター	平成14年 8月 6日	
	食肉衛生検査所	平成14年 7月 15日		浜田教育センター	平成14年 7月 19日	
農林水産部 (16)	松江農林振興センター	平成14年 6月 13日		博物館	平成14年 6月 4日	
	出雲農林振興センター	平成14年 7月 30日		安来高等学校	平成14年 6月 4日	
	川本農林振興センター	平成14年 7月 16日		松江商業高等学校	平成14年 8月 6日	
	大田耕地事業所			松江農林高等学校	平成14年 7月 19日	
	浜田農林振興センター	平成14年 7月 31日		三刀屋高等学校	平成14年 7月 15日	
	浜田農林振興センター	平成14年 7月 31日		出雲高等学校	平成14年 7月 19日	
	家畜衛生部			邇摩高等学校	平成14年 7月 16日	
	中山間地域研究センター	平成14年 7月 22日		川本高等学校	平成14年 7月 31日	
	中海干拓営農センター	平成14年 6月 4日		浜田商業高等学校	平成14年 7月 31日	
	しまねの味開発指導センター	平成14年 7月 31日		益田高等学校	平成14年 6月 14日	
	花振興センター	平成14年 5月 24日		浜田ろう学校	平成14年 7月 19日	
	家畜衛生研究所	平成14年 5月 24日		隠岐養護学校	平成14年 7月 25日	
	肥飼料検査所	平成14年 5月 24日	公安委員会 (3)	安来警察署	平成14年 7月 23日	
	来島県有林事務所	平成14年 7月 22日		益田警察署	平成14年 6月 13日	
	緑化センター	平成14年 6月 13日		浦郷警察署	平成14年 7月 12日	
	松江水産事務所	平成14年 8月 6日				
	内水面水産試験場	平成14年 6月 7日				
	栽培漁業センター	平成14年 7月 12日	合 計	61 機 関		

(注) 平成13年度の機関名により記載した。

企業会計**第1 監査の概要****1 監査の対象事務**

平成13年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象 6 機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中央病院	平成14年7月8日
湖陵病院	平成14年7月8日
企業局本局	平成14年7月9日
企業局東部事務所	平成14年7月9日
企業局西部事務所	平成14年7月9日
企業局斐伊川水道建設事務所	平成14年7月9日

第2 監査の結果**1 監査結果の概要**

監査の結果、是正、改善を要する事項は、次表のとおり10件であった。

これらの事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区分	収入関係	支出関係	契約関係	その他	合計
指摘	2	0	1	2	5
指示	0	2	3	0	5
注意	0	0	0	0	0
合計	2	2	4	2	10

2 指摘事項**(1) 中央病院****ア 未収金の徴収について**

医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。

イ 規定の帳簿を備えていないもの

病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。

〔貯蔵品・物品出納簿、土地台帳、固定資産償却台帳、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理票（個人）、たな卸表など〕

ウ 予定価格の設定が適当でないもの

① 検体検査委託契約において、719品目の単価契約の積算設計書が作成されていなかった。

② CTスキャナー保守点検ほか11件の医療機器保守点検業務委託について、積算設計書が作成されていなかった。

(2) 湖陵病院

ア 未収金の徴収について

医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。

イ 規定の帳簿を備えていないもの

病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。

〔固定資産償却台帳、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理票（保険用）、たな卸表など〕

(3) 企業局

指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

契約方法が適当でないもの（中央病院、湖陵病院、企業局）

競争入札に付すべきもの及び競争入札を検討すべきものが、安易に随意契約となっている例があった。

4 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書又は口頭により注意した。

(12) 平成14年12月 6 日

島 根 県 報

号外第 114 号

毎週火・金曜日発行

平成十四年十二月六日印刷
平成十四年十二月六日発行

発行者 島根県

印刷所 松江市殿町
松江市学園南町
松島根陽印刷所
松島根陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）